

人権かながわ

2023

2023年10月31日発行
第31号



富士山麓 木々にも秋の訪れ 撮影：委員 海野 宏行

Contents

2	巻頭言..... 神奈川県弁護士会会長 島崎友樹
	●事件報告
3	横浜刑務所に受罰姿勢強制の中止を勧告 事件委員会委員
4	刑務所における適切な医療を受ける権利の侵害に対する 人権救済申立事件 事件委員会委員
5	緑内障の「禁忌」ないし「慎重投与」薬を2年半もの間、説明のない まま投与された事案 事件委員会委員
6	刑事手続において、被疑者・被告人に対し、不適切な言動が 行われることのないよう勧告した事例 事件委員会委員
	●部会報告
8	基地 反撃能力について 委員 中尾 繁行
9	基地 横浜ノースドックへの米軍揚陸艇部隊の配備、とは？ 委員 福田 護
10	すべての性の平等 性的マイノリティに関する問題について 委員 橋本 陽子

12	所謂「経産省事件」最高裁判決について 委員 藤井 啓輔
13	外国人 活動報告 委員 鈴木 大樹
14	「ワタシタチハニンゲンダ！」の上映会 委員 鈴木 大樹
	「1923年9月、横浜で何が起きたのか～関東大震災時の虐殺と 現在」のご案内 委員 金 正徳
15	児童相談所の常勤・非常勤弁護士との学習会の開催 委員 小豆澤 史絵
16	「外国籍生徒の進路と在留資格についての研修会」への協力 委員 青柳 拓真
	働く人 ハラスメント問題への取組 委員 田淵 大輔
18	医療 続・刑務所医療研究その2 委員 小林 展大
	●委員会報告
20	人権かながわ2023 委員会報告 ... 人権擁護委員会委員長 櫻井みぎわ

巻頭言

神奈川県弁護士会 会長 島崎 友樹



憲法の基本書を読みながら、憲法談話を振り返る

いま、改めて、「憲法 芦部信喜著・高橋和之補訂」を読んでいる。司法試験受験生の頃には、別の先生の基本書で学んだ。それは、兎に角難解だった。芦部先生の憲法（以下「芦部憲法」という。芦部先生、ごめんなさい。）は違う。芦部先生の頭脳と筆力のお陰なのだが、私のこれまでの弁護士経験も少しは手伝ってか、芦部憲法は、まるで小説のように素直に頭に入ってくる。この感覚が嬉しい。

そんな頭で、「憲法記念日を迎えての会長談話」（本年5月3日。当会ウェブサイト参照。以下「本談話」という。）を読み直してみた。芦部憲法から笑われるようなものではないと思ってホッとした。本談話では、日本国憲法が最も大切なものと位置付ける国民主権、基本的人権の尊重及び平和主義の三つの基本原則に触れることが出来ていた。

以下、本談話を記載順に振り返ってみたい。

まず、談話の3項で、平和主義について次のように触れた。日本国憲法は、第二次世界大戦の深い反省から、二度と戦争を起こすことのないよう国際協調主義の下での徹底した恒久平和主義を掲げている。しかしながら、2014年の閣議決定を経て、2015年に集団的自衛権の行使等を容認する安全保障関連法が成立した。神奈川県弁護士会は、安全保障関連法が憲法9条に違反すると考えているが、昨年、その安全保障関連法の存在を当然の前提として、「反撃能力」の保有を認める新たな安保三文書が閣議決定されてしまった。この「反撃能力」の保有についての閣議決定は、憲法の定める平和主義及び立憲主義の理念に反するものである。

次は、国民主権である。本談話では4項で憲法改正について触れた。

近時、憲法改正については、両院の憲法審査会において、憲法9条の問題のほかにも、憲法改正手続法（国民投票法）の改正、緊急事態条項創設及び国

會議員の任期延長などについて議論されている。憲法改正の議論が、平和主義のみならず、国民主権（国民の憲法制定権を含む）に反することのないように注視していきたい。

そして、基本的人権の尊重である。弁護士・弁護士会にとっての一丁目一番地だ。本談話では、5項で再審法改正に向けての決意表明、6項で裁判を受ける権利の保障の観点から地裁相模原支部での合議制の実現及び藤沢簡易裁判所管内における家庭裁判所出張所の整備について訴えた。その上で、本談話の7項で、基本的人権の尊重とは、多様性を許容し、一人ひとりの立場や考えを尊重することであり、人々は自分自身が差別の対象にならなければよいということではなく、差別そのものが根絶されるよう自ら活動をする必要がある旨強調した。

このような一貫した気持ちで、本年度はこれまでに、「改めて今般の出入国管理法等一部改正案に反対する会長談話」（本年5月16日）、「オンライン接見の実現に向けた議論がなされることを求める会長声明」（本年5月25日）、「トランスジェンダー当事者の弁護士に対する業務妨害及びヘイトクライムを非難し、差別禁止の立法を求める会長声明」（本年6月14日）、「最低賃金の大幅な引き上げ及び中小企業への十分な支援策を求める会長声明」（本年7月6日）及び「袴田事件の迅速な再審公判を求める会長談話」（本年7月12日）などを出した（当会ウェブサイト参照）。

芦部憲法に改めて学ぶところによれば、一番大切なものは人間の尊厳である。そのために、日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重及び平和主義を基本原則として掲げる。神奈川県弁護士会の会員と会は、憲法の考え（立憲主義）が社会の隅々にまで行き渡るように積極的に活動していく。

事件報告

横浜刑務所に受罰姿勢強制の中止を勧告

事件委員会委員

1 勧告

2022年10月6日、神奈川県弁護士会は、横浜刑務所長に対し、閉居罰の受罰姿勢として正座又は安座の姿勢を強制することを直ちに中止するよう勧告しました。

2 事案の概要

(1) 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」は、反則行為をした受刑者に対して閉居罰（へいきよばつ）を科することができると定めています。閉居罰の間、受刑者は居室内で謹慎させられ、面会、書籍閲覧、信書発受などを制限されます。

横浜刑務所は、閉居罰受罰者処遇要領において、「閉居罰は、自己が犯した反則行為について、自ら反省し、今後同様の反則行為をじゃっ起することのないよう謹慎する期間であることに鑑み、指定された時間帯については、原則として、居室内の所定の場所に安座又は正座にて着座させ、不体裁な態度をとらせない」と定め、閉居罰中は居室中央で居室扉に正対し、正座又は安座の受罰姿勢をとらせています。

申立人は、横浜刑務所収容中に閉居罰を受け、午前7時40分から午後4時50分まで（昼休憩の40分間を除く）正座かあぐらをかいて両手は指先を揃えて太ももの上に置かなければならないのが苦痛であるとして、人権救済を申し立てました。その後、申立人が受罰姿勢を取らなかったことに対し、横浜刑務所が更なる閉居罰の懲罰を科したことが判明しました。

(2) 憲法36条は「残虐な刑罰」を禁止しています。日本国も批准する国際人権B規約は「何人も…残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い…を受けない。」としています。国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルール）は、被収容者への懲罰において禁止される「残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い」の一例として「体罰」を挙げています。

横浜刑務所が受罰姿勢違反を理由にさらなる閉居罰を科したのは、正座等の強制に当たります。これは不必要な精神的、肉体的苦痛を伴う体罰にほかならず、憲法及び国際人権基準上許されない人権侵害です。以上の判断に基づき、前記1記載の勧告に至りました。

3 雑感

(1) 刑務所側は、弁護士会の調査に対し、正座等は謹慎させる方法として必要かつ相当であると説明しました。しかし、謹慎とは「言行をつつしむ」という意味です（広辞苑）。何ゆえ居室に閉じ込めるだけでは足りず、さらに正座をさせて肉体的苦痛を与えることまでが必要かつ相当といえるのか、説明が足りているとは思えません。

「悪いことをしたんだから、少しくらいの体罰で文句を言うな」、「これで人権侵害だなんて、刑務官も大変だよ」という感覚も理解できないわけではありません。しかし、SNS等により感情的・感情的・扇情的な（そして往々にして事実に基づかない）言論・思考が世界中を覆うような時代だからこそ、感情や感覚に流されることなく、法の支配に立ち返る努力が求められます。刑務所だからこそ人権侵害に敏感であるべきであり、弁護士会による人権救済制度の重要性を再認識しました。

(2) 法務省・刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会（2018年）では、閉居罰中の正座は「指導」であり「強制」ではないとの刑務所側の見解に対し、「刑事施設と受罰者との関係が対等ではないことを考えると、指導が事実上の強制にならないよう慎重な運用が望まれる。」との意見が述べられていました。

DV案件で多いのが「夫から正座で説教を受けた」という被害です（それがDVであると認識されていないケースも多い）。これに対する加害者の言い分としてよく出るのが、「無理やり正座させたわけではない。反省の態度を示せと言っただけだ。」というものです。「強制ではなく指導」と

いう刑務所の弁明に通じます。

強者が弱者との対等性を強調するのは醜悪です。同じことは弁護士と依頼者の間にも起こり得

ます。自らが持つ特権に自覚的でありたいと思います。

事件報告

刑務所における適切な医療を受ける権利の侵害に対する人権救済申立事件

事件委員会委員

1 事案の概要

本件は、横浜刑務所で服役中の受刑者が、座骨神経痛、腰痛、脊柱管狭窄症などに起因すると思われる腰から足にかけての痛み、しびれを訴えていたほか、排尿時に血尿や血塊様の不純物の排出が確認されたのに、同刑務所から上記各症状の原因や治療方法についての説明がなく、適切な検査、治療を受けられなかったとして、人権救済を申し立てた事件である。

2 調査の経緯

事件委員会は、刑務所で申立人から事情を聴取したほか、相手方に対して事実関係の照会をし、事件委員会で検討を重ね、調査報告書を提出した。

3 人権擁護委員会の判断

(1) 認定した事実

ア 脊柱管狭窄症等について

申立人は入所時から、腰から足にかけての痛み、しびれの症状や、歩行困難を訴えてきた。工場での作業時の態勢がつかなく、歩行も困難であるため、申立人が工場への出役を拒否すると、刑務所は懲罰を科した。

座骨神経痛の診断時も、入所から約1年半後に医師が脊柱管狭窄症の疑いがあるとの診断をした際も、MRI検査は実施されなかった。

イ 尿管結石・腎結石について

刑務所による入所時の腎尿管膀胱レントゲン検査（以下、「KUB」という。）の結果、申立人の上部尿管に直径5ミリメートルの結石が確認された。また、その後のKUB検査の結果、左腎

盂に10ミリメートル大の結石が確認された。

刑務所は、申立人の排尿時に血尿と血塊様の不純物の排出を現認したが、抗生剤を処方し、経過観察とした。

(2) 人権侵害についての判断

刑事施設において、被収容者には社会一般の医療水準に照らし、適切な医療上の措置を受ける権利が保障されており、これは憲法が保障する個人の尊厳（憲法13条）及び生存権（憲法25条）に基づくものである。また、その前提として、本人が医師から診療情報の提供と説明を受け、インフォームド・コンセントが実践され、納得の上で医療を受けられる自己決定権が保障される必要がある。

ア 今日の医療において、脊柱管狭窄症の画像診断に最も有用な検査方法はMRI検査であり、レントゲン検査では脊柱管の狭窄程度等を描写することができない。刑務所は、医師の診断により脊柱管狭窄症の疑いがより一層現実化した後も、MRI検査を実施せず、その理由を本人に説明せず、適切な医療を提供していない。

イ 尿管結石・腎結石については、直径10ミリメートル以上の結石は手術治療を考慮する必要があることが医学文献で指摘されている。刑務所は、申立人の左腎盂に10ミリメートル大の結石を確認した後も、手術等の治療方法を検討せず、経過観察にとどめるだけで、その理由や今後の治療方針について説明をしていない。

(3) 結論

上記アイのいずれについても、横浜刑務所は、申立人の身体の不調やそれに伴う訴えについて、社会一般の医療水準に照らし適切な医療が提供さ

れたとは認められず、インフォームド・コンセントが実践されたとも評価することができない。したがって、申立人の適切な医療を受ける権利（憲法13条、25条）が侵害されたものと認められる。

4 調査を通じての所感

横浜刑務所は、申立人の痛みやしびれの症状の訴えに真摯に対応せず、工場への出役拒否に対し懲罰をもって臨んでいる。このような対応は、適切な医

療を受けさせてほしいと求めることを躊躇させ、萎縮させるおそれがあったものと言わざるを得ない。また、10ミリメートル大の結石があり、血尿や血塊様の不純物を排出していた申立人の不安は察するに余りある。

横浜刑務所は、事件委員会による照会に対し、十分な回答をせず、検査結果の開示にも応じないなど、不誠実な対応に終始した。今後の再発防止の観点をふまえ、同刑務所に対し、勧告することを相当と判断した。

事件報告

緑内障の『禁忌』ないし『慎重投与』薬を 2年半もの間、説明のないまま投与された事案

事件委員会委員

1 事案の概要

本件は、2018年3月19日に横浜刑務所に入所した申立人が、以前より緑内障に罹患していた処、これを知る横浜刑務所は、同年5月22日に緑内障の禁忌薬ポララミン錠を、同年6月5日からは後継薬ネオマレルミンTR錠を、それぞれ処方し、その後2年半が経過した2020年12月になって申立人が申し出るまで、説明のないまま服用させ続けてきたという事案である。

2 当事件委員会の調査と事実認定

当事件委員会は、申立人と面談調査をし、また刑務所に質問をしてその結果を整理してきた。その結果大凡上記の事実を認めることが出来た。その中で特筆すべきは、i) 刑務所は、当初禁忌薬を投与した5月22日は処方に先立って医師が検査をし問題ないことを確認したと回答していたが、同時に申立人が医師の診察を初めて受けたのは5月28日であり、処方時に検査は行われていないとも回答している。更にii) 処方後に当該禁忌薬の副作用などを説明したのは投与後2年半経過した時点であり、しかもこの説明は申立人の申出を契機に行われ、そしてその後直ちに医薬品を変更していることである。

3 人権侵害の検討

刑事施設において被収容者は、一般の医療水準に照らし適切な医療措置を受ける権利を有しており、適切な医療措置が講じられない場合は個人の尊厳や生存権が侵害されることになる。そして、それが実質的に保障されるためには医療情報についてのインフォームドコンセントが保障される必要がある。

緑内障は眼球内の眼圧が上がることで網膜上の視神経が傷つきおこる。よって、その治療の中心は眼圧のコントロールである。定期的な眼圧検査は必須である。

(i) 不適切な投薬

刑務所が投与したポララミン錠とネオマレルミンTR錠の添付文書には眼圧上昇の副作用があり、そのために緑内障の禁忌薬であることが明記されていた（尚、この処方後1年ほど後に添付文書は改訂され、禁忌指定は緑内障の病型のうち閉鎖隅角緑内障に限定され、開放隅角緑内障は慎重投与とされた。）。ここで添付文書とは医薬品を使用する上での注意事項や副作用についての注意喚起のために法律上添付が義務付けられた文書である。それに従わないことに特段の合理的な理由がない限り、当該医師の過失が推定されるものである（最判H8.1.23）。

刑務所はこの禁忌薬処方について、処方時（2018年5月22日）に医師が検査をして問題ない開放型であることを確認したというが、その事実は確認でき

ない。仮に、刑務所が言うように申立人の病型が開放隅角緑内障であったとしても、①処方時は病型を問わず禁忌薬であったこと、②開放隅角緑内障であっても、急性緑内障の発症など厚労省が注意喚起をしていたこと、③改訂後も開放型について「慎重投与薬」とされていることなどから、不適切投薬行為であることは明白である。

(ii) 定期的な眼圧検査を実施しなかった点

刑務所が行った眼圧検査は、①2018.5.28 ②2019.6.7 ③2019.9.20 ④2019.10.18だけであり、その後再回答日2022.3.23までの2年半もの間測定していない。

(iii) 副作用の説明や眼圧検査を行わないことの理由について説明も行ってきていない。

4 警告を相当とする根拠

上記に加え、緑内障は一度発症すると不可逆的で

失明原因のトップであり、失明の不安を抱え続けてきた申立人の強い精神的負担があること、そして刑務所の説明は誠実性に欠けると考え、これからも繰り返される恐れが高く、警告とすることと相当とした。

5 感想

刑務所は、報道で「医療上の対応に違法な不当な点はないと考える」とコメントした。これだけ事実が明らかであるにも拘らず、組織の判断とはそのようなものかとがっかりした。そんな中、申立人から弁護士会に丁寧な手紙での感謝の意思が伝えられた。「…人権擁護委員会に救済措置を講じて頂いたことで区切りはつきました。今後は私にも被害者の方がいることを忘れず、更生に向けて残る刑期を務めて参ります。」と結んでいた。少し報われた思いがした。

事件報告

刑事手続において、被疑者・被告人に対し、不適切な言動が行われることのないよう勧告した事例

事件委員会委員

1 事案の概要

本件は、申立人である刑事事件の被疑者が、小田原簡易裁判所での勾留質問手続の際に、裁判所書記官（以下「担当書記官」という。）から、「いい気になっているんじゃないよ」、「返り討ちにしてみよう」等と発言されたという事案である。申立人は、担当書記官から上記の発言をされたということで人権救済を申し立てた。

2 調査の経緯

申立人からの人権救済申立を受け、申立人本人に面会して聞き取りを行い、刑事事件の弁護士への問い合わせ、裁判所への照会等を行い、それぞれの聴取結果を検討した。

3 認定した事実

裁判所での勾留質問手続において、担当裁判官は、申立人に対し、人定質問を行ったが、申立人は何も回答したくないという趣旨の回答をしたため、写真で被疑者であることを確認した。担当裁判官が、申立人に黙秘権及び弁護士選任権の告知を開始したところ、申立人は、「話したくないって言うんだろ」と大声を出した。担当裁判官が被疑事実を読み上げようとしたところ、申立人は「お前の顔を見たくない」と言って勾留質問室の机の上にあるペンを自分の足下に叩きつけた。

担当書記官は、申立人の足下にあったペンを拾おうと考えて、申立人に近寄り「そんなに長い時間かかるものではないから聞いて下さい」と伝えたところ、申立人は「話したくないって言うんだろ」と大声で答えた。

担当書記官が、申立人に対し、「いい気になっているんじゃないよ」と言ったところ、申立人は、「お前、殺しに行くからな」と発言し、担当書記官は、「返り討ちにしてみよう」と回答した。それに対して、

申立人は「絶対に殺しに行く」という発言をして、数回同様のやりとりが繰り返された。

なお、担当裁判官が、担当書記官の発言を制止したという事実は認められない。

担当書記官は、横浜地方裁判所に所属する裁判所書記官である。

4 判断

被疑者・被告人が本件のような粗暴で攻撃的な言動をすることについては、裁判所の職員としては、十分に想定し、それに対して、たしなめたり、宥めたりすることや勾留質問手続の意義を説明したりすることなど適切な対応をすることは当然その責務といふべきである。にもかかわらず、「いい気になっているんじゃないよ」、「返り討ちにしてやる」などと発言することは、被疑者・被告人の権利を保障すべき裁判所の職員という立場にある者として、不適切極まりない。

また、かかる発言は被疑者・被告人に対し、適正かつ公平に進められるべき裁判所の刑事手続において、真に適正かつ公平に取り扱われるかについて不安や懸念すら抱かせるものである。とりわけ「返り討ちにしてやる」との発言は、裁判所の刑事手続において、仕返しとして不利益に扱われるのではないかという心配さえ抱かせるものである。

したがって、担当書記官の発言は、申立人の適正な手続的処遇を受ける権利を侵害したものである。

さらに、担当書記官が「いい気になっているんじゃないよ」、「返り討ちにしてやる」との発言をすることは、勾留の要件の充足性の判断のうえで必要性、許容性が認められないばかりか、明らかに威嚇的かつ不適切な発言である。

被疑者・被告人は、公平かつ公正な裁判所において手続保障を受ける権利が保障されているところ、申立人は、当の裁判所において、それも適正な手続きが保障されるべき勾留質問の場において、威嚇的、挑発的な発言を繰り返されたのであり、これは、個人として尊重される権利を侵害されたといふべきであり、個人の尊厳を傷つけたものと認められる。

5 勧告

神奈川県弁護士会は、2023年3月9日、小田原簡易裁判所における申立人の勾留質問手続において、

担当書記官が申立人に対し、「いい気になっているんじゃないよ」、「返り討ちにしてやる」等と数回発言したことは、申立人の適正な手続的処遇を受ける権利及び個人の尊厳を侵害したものであり、横浜地方裁判所に対し、今後は同裁判所管内の裁判所における勾留質問を含む刑事手続において、被疑者・被告人に対し、その適正な手続的処遇を受ける権利及び個人の尊厳を侵害するような不適切な発言が行なわれることのないよう勧告した。

6 感想

歴史的には、不法な逮捕、監禁、拷問、恣意的な刑罰権行使等により人権が侵害され、刑事手続においても被疑者、被告人の人権は侵害され、踏みにじられてきた。

日本国憲法は、このような苦い歴史を踏まえて、18条において奴隷的拘束からの自由を定め、31条以下において諸外国の憲法に例をみないほど詳細な規定を設けている。

本件については、確かに申立人の発言も不適切、不穏当等といった評価は免れないように思うし、勧告という結論を導くにあたってもその点は考慮した。しかし、刑事手続において、被疑者である申立人の適正な手続的処遇を受ける権利及び個人の尊厳が侵害されたのであり、歴史的に繰り返されてきた刑事手続における被疑者、被告人の人権侵害が発生してしまったものでもある。

なお、本件勧告をするに至る当委員会の議論経過において、申立人が外国籍の女性であることを重大な問題としてとりあげるか否かについて議論し、その上で調査報告書記載の表現となったこと、勾留質問手続を目撃しながら制止しなかった裁判官の責任の有無という論点については議論した上、遺憾の意を表した。

弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とし（弁護士法1条1項）、刑事事件においては適正な手続的処遇を受ける権利を含めて被疑者、被告人の権利を擁護する職責がある。そうであるからこそ、歴史に学び、弁護士会としても、本件のような勧告をすることで、そのレゾン・デートルを発揮することが重要であると考えます。

部会報告



憲法問題及び基地問題調査研究部会

反撃能力について

委員 中尾 繁行

令和4年12月、政府は、国家安全保障戦略等のいわゆる「安保3文書」を閣議決定し、相手国からの弾道ミサイル等の攻撃（発射着手を含む）を抑止するため、反撃能力（相手の領域において有効な反撃を加えることができる自衛隊の能力）の保有を表明した。

これに対し、本年3月7日、当会は臨時総会において『「反撃能力」の保有に反対し、日本国憲法の理念に立脚した国際平和の実現をめざす決議』と題する総会決議を行った（決議と決議理由の全文は当会ホームページ「会長声明・決議・意見書（2022年度）」に掲載されている）。

以下、当会決議の趣旨に沿って、反撃能力に関する問題を記載する。

まず言えることは、反撃能力の常備とその表明は、違憲と評価されることである。

政府は従来から、「憲法9条は、我が国の個別的自衛権の発動、行使を禁じていない」との立場を取っているが、併せて、個別的自衛権発動の限界に関し、「我が国が武力攻撃を受けても、自衛隊の武力行使は敵国軍隊を領域外に追い払うのに必要な範囲にとどまり、原則として、外国の領域を攻撃するようなことはしない」という趣旨の解釈をしており、これがいわゆる「専守防衛」の内容を為して来た（『世界』2023年2月号「憲法9条の死」元内閣法制局長官阪田雅裕弁護士、「政府の憲法解釈」第1章1（2）同弁護士、参照）。この点に関し、政府は、「（憲法上）誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能である」との昭和31年の政府見解をもって「反撃能力の保有は憲法上可能であるが、政策判断としてこれを保有してきていない」と説明する（国家安全保障戦略18頁）。しかし、昭和34年の防衛庁長官の国会答弁では、相手国の基地への攻撃は、国連の援助等がなく全く他に援助の手段がないような特殊な場合を仮定してのものであることが示され、「（そのような場合を想定し、その危険があるからといって）平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与える

ような兵器の保有は憲法の趣旨とするところではない」旨の判断が示されており、やはり、個別的自衛権行使の限界に関する従来の政府解釈の重要な要素の一つは「原則として、外国の領域を攻撃するようなことはしない」という点にある。

相手国領域への直接の攻撃を行う反撃能力の常備・常設の表明は、従来の専守防衛における原則と例外を入れ替え、専守防衛概念の核心を変更し、殆ど“名ばかり”なものとするもので、従来の政府自身の解釈と整合せず、解釈の限界を超え、憲法9条に反すると評価される。

いま一つの憲法上の問題は、前記のとおり専守防衛概念の核心が変更されているにも拘わらず、その変更が、主権者国民に十分な情報が提供されず、国民多方面からの十分な議論も尽くされないまま、多くの国民にとっては唐突な形で、平成26年に集団的自衛権を容認した際と同じく、閣議決定により行われたことである。これは、憲法所定の改正手続きの潜脱とも評価されうるものであり、また、時の政府による恣意的権力行使を憲法で抑制し主権者国民の保護を図るという意味での立憲主義にも反し、主権者軽視に繋がる。なお、政府は、集団的自衛権と組み合わせる反撃能力を行使することもあるとするが（国家安全保障戦略18頁）、集団的自衛権自体、他国への攻撃に実力で対処するものであって、我が国の防衛のための必要最小限度の実力の行使とは言えず、もとより憲法に反する（長谷部恭男「憲法（第8版）、61頁」参照）。

その他にも、政府は我が国の防衛予算をGDP比2%まで引き上げるとしており、我が国は米国、中国に次ぐ軍事大国となるが、中国のGDPは近い将来米国を上回ることが予想されており、東アジアで軍拡競争が本格化した場合に我が国の財政が立ちゆかなくなる懸念や、ミサイル発射着手の覚知は技術的に難しく、不十分な情報で相手国領域を攻撃した結果、先制攻撃となり、むしろ相手に攻撃の口実を与えてしまう危険、平和国家としてこれまで我が国が得てきた諸外国からの信頼が失われるという損失、が指摘される。

また、国家安全保障戦略には「ウクライナ侵略と同様の事態が東アジアにおいて発生する可能性は排除されない」旨（4頁）、「2027年までに我が国への侵攻が生起する場合、これを阻止・排除できるように防衛力を強化する」旨（19頁）の記載があり、政府は2027年までの台湾有事と南西諸島の戦場化を想定していると思われるが、なぜ、台湾有事が即日本有事に飛躍するのか。日中共同声明及び日中平和友好条約では「台湾が中国の領土であるとの中国の立場を日本は尊重する」旨、「両国は紛争を平和的に解決する」旨、が示される。仮に我が国が、自国が攻撃されていないにも拘わらず、台湾有事に軍事に関わるとすれば、それは、国際法に反し、条約や国

際法規の遵守を規定する憲法98条にも反する結果を生む。逆に、中国も、我が国に対して、国際法や条約に反する攻撃・侵攻はできないはずである。日本国民を大義なき戦争に向かわせる選択肢はあり得ず、台湾問題の平和解決は必須のはずである。

抑止力とは要するに“脅し”の力だが、互いの脅し合いのバランスで自国の安全を図るという手法は、特に中長期では、不安定で、脆弱である。その固定観念から抜けだし、東アジアで共通の、恒常的な、共存、平和維持の枠組みは作れないのか。そのような方向こそ、憲法の理念にも合致するものではないか。

横浜ノースドックへの 米軍揚陸艇部隊の配備、とは？

委員 福田 護



東京湾からベイブリッジをくぐって、横浜港の湾内の突き当たり真正面に、「横浜ノースドック」という米軍基地がある。大桟橋の真向かい、臨港パークの目の前で、ランドマークタワーの展望台からじかに見下ろすことができる。

横浜市のへそのようなところにあるが、面積も約0.5平方キロ、比較的小型の舟艇や物資の集積・保管場所になっていて、地味な感じがする米軍基地である。もっとも、横浜ノースドックは、首都圏の多数の米軍基地のいわば玄関口として極めて重要な基本的性格をもつ。その象徴的なできごとが、今から50年前の1972年8月、ベトナムの戦地に相模補給廠から戦車を送り出すのを、ノースドック手前の村雨橋で止めた、いわゆる「戦車闘争」であった。

そのノースドックが、いままた、大きく動き出そうとしている。米軍の揚陸艇部隊280名が、ここに常駐、配備されることになったからである。

＊

横浜ノースドックへの揚陸艇部隊の配備は、何を意味するか？ それは、端的に言えば、台湾有事を見据えて南西地域に物資・部隊を送り込む拠点づくりである。すなわち、横浜港を台湾有事の戦争の拠点にしようというものである。

流れを追っておこう。

去年12月16日、敵基地攻撃能力の保有をメインと

する、いわゆる安保3文書が閣議決定されたが、この安保3文書は、「5年後の2027年度までに、我が国への侵攻が生起する場合」を想定し、「最悪の事態をも見据えて」、防衛力を抜本的に強化するという、戦争準備マニュアルとしての性格をもつ。そしてここでは、中国を「これまでにない最大の戦略的な挑戦」と位置づけ、「台湾海峡の平和と安定」への懸念が高まっているとし、「南西地域」が戦場になることを想定して、「住民の迅速な避難」や、自衛隊部隊の迅速な機動展開などを挙げている。

そして、今年1月11日の日米安全保障協議委員会（2+2）の共同発表である。ここに、「日本における同盟の海上機動力を更に強化するため、2023年に予想される、横浜ノース・ドックにおける小型揚陸艇部隊（Composite Watercraft Company）の新編」が唱われた。その前提として共同発表は、南西地域での戦力態勢の最適化、機動的な戦力の配置等を確認し、沖縄に残留させる第12海兵連隊を2025年度までに第12海兵沿岸連隊に改編することを打ち出している。「海兵沿岸連隊」というのは、アメリカの対中国軍事作戦（遠征前進基地作戦：EABO）の実行部隊である。横浜ノースドックの揚陸艇部隊は、この戦闘部隊に人員・物資を送り込むとういうものと位置づけられる。

＊

横浜ノースドックへの揚陸艇配備についての政府の説明は、以下のようなものである。

すなわち、揚陸艇部隊の配備は、「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中（安保3文書と同じフレーズ引用者注）、南西諸島を含む所要の場所に迅速に部隊・物資を展開可能」とする、揚陸艇は「港湾がない場所や港湾が破壊された場所でも接岸可能」である、そしてこの部隊の配備により「緊急事態において、日米が連携して対応する能力が向上する」とする。そのために、13隻の船艇と約280名の部隊を新編する、というのである。要するに、南西諸島周辺で海兵沿岸連隊が行う上陸作戦等の戦闘への兵站部隊という位置づけである。そして、13隻の船艇はノースドックに現存するものを使用するので増備はないが、280名の要員は、日本国外から家族帯同で集められて常駐し、神奈川県内に居住する、という。

そして、この揚陸艇部隊の幹部約5名が、去る4月16日にノースドックに赴任し、部隊が新編・発足したという。他の約280名は、今年から来年にかけて配置予定だとされている。

＊

横浜ノースドックは、基本的に、物資の陸揚げ・備蓄・保管の基地として位置づけられてきた。米陸軍の事前備蓄拠点の一環をなしてもいる。そして2002年から2004年にかけて、揚陸艇（LCU）を中心に船艇30隻以上がここに搬入されたが、港湾管理者で

ある横浜市に対する説明では、これらの揚陸艇等は保管するだけで運用はしない、というものであった。

しかし、この約束は守られず、最近では揚陸艇が横浜港内で操船訓練をしている。また、2018年には横田基地に配備されたCV-22オスプレイ5機の陸揚げにノースドックが使用され、最近ではオスプレイを含む米軍ヘリコプターがノースドックに頻繁に離着陸し、横浜市中心部を低空飛行するなど、動きが活発化している。ヘリポートもない備蓄基地を離着陸基地として使用するのとは異常である。

そこに、この度の揚陸艇部隊の配備である。それは、地元自治体に何の事前連絡もなく、いきなり2+2の共同発表で一方的に通告された。しかし、横浜港の港湾管理者は横浜市であり、港湾管理者は、港湾法に基づき、港湾全体の管理運営についての権限と責務を一元的に保有する。政府は、揚陸艇部隊の配備に伴って船舶の出入港回数が一定程度増加するとしているが、狭い横浜港内には他の産業用・観光用等の船舶が多数往来しているのであって、米軍艦船の運航の増加や訓練の実施は危険である。

そして何よりも、以上のようなノースドックへの戦争のための具体的任務を帯びた部隊が配置されるということは、国際的大都市横浜の中心地が戦争の拠点になるということにほかならない。それは、いざというとき横浜も相手からの攻撃の対象になるということでもある。危険極まりない。



写真提供：リムピース

部会報告



すべての性の平等に関する部会

性的マイノリティに関する問題について

委員 橋本 陽子

2019年4月に「両性の平等に関する部会」は、「すべての性の平等に関する部会」（以下、略称「すべ性

部会」と言う。）に部会名を変更し、性的マイノリティの人権課題にも取り組んできた。昨年度の本紙

では、部会名変更以降3年間の取組を紹介したが、本稿では過去1年の活動について報告したい。

(1) 会則・規則及び就業規則の変更

2022年度、すべ性部会への部会名変更当初から着手していた、神奈川県弁護士会の会則・規則および就業規則の改定がようやく実現した。

同性カップルを始めとして様々な家族の形に配慮して、会則・規則および就業規則における言葉の定義を変更した。すなわち、①「結婚」には、異性婚であるか同性婚であるかを問わず、事実婚を含むものに、②「配偶者」については、異性であるか同性であるかを問わず、事実婚の相手方を含むことに、さらに、③「子」には、同性婚を含む事実婚の相手方の子その他の事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含むものとする事とした。

神奈川県弁護士会は、2019年10月17日付けで「同性間の婚姻を認める法制度の整備を求める会長声明」を出していたが、身近な当事者に対して、遅ればせながら最低限の仕組み作りができた。

(2) 電話相談

2023年4月から、「LGBTs レインボー無料電話相談会」の常設化に向け、毎月1回の試行を始めた。毎月第3金曜日の午後4時から午後7時の3時間に実施している。

これまで、神奈川県弁護士会の電話相談は、日中の時間帯に限られていたが、当事者が学校や仕事の後にでも相談できるように、前記時間帯とした。事務局の負担なく、弁護士が、相談開始から終了まで対応できるように専用の携帯電話を導入した。

4月から8月まで実施したところ、相談件数自体はまだまだ少ないが、神奈川県弁護士会として、相談できる窓口を作ったということ自体が、性的マイノリティ当事者に対する重要なメッセージであると思う。

今後も、広く周知できるように広報等を工夫して相談件数を増やし、来年度からの常設化をぜひとも実現したい。

(3) 対外的イベント

2023年3月18日、同性婚をテーマに映画上映会・講演会を開催した。

米国カリフォルニア州の同性婚訴訟のドキュメンタリー映画「ジェンダー・マリアージュ」をオンラインで上映し、その後に、「パートナーシップ認定制度から同性婚訴訟までの流れ」と題して、大江千束氏に講演をしていただいた。大江氏は、レズビアンのためのセンター「LOUD」代表であり、LGBT支援ハウス（シェルター）相談員他、性的マイノリティの支援のために幅広く活動されている。またいわゆる全国で提訴されている同性婚訴訟では、東京地裁第1訴訟の原告でもある。同性婚訴訟については、札幌、大阪、東京、名古屋、福岡で第一審の判断が出ており、非常にタイムリーな内容のイベントを開催できたと自負している。

なお、神奈川県弁護士会は、神奈川県とSDGsに関して連携協定を結んでおり、このイベントについては神奈川県からの後援のもと開催した。

(4) 会長声明について

2023年6月14日付で「トランスジェンダー当事者の弁護士に対する業務妨害及びヘイトクライムを非難し、差別禁止の立法を求める会長声明」を発出した。これは、トランスジェンダーを公表している弁護士（大阪弁護士会所属）に対して、性自認に関連した差別的な言葉を使った殺害予告、侮蔑的・差別的な言葉を用いた卑劣かつ残忍な脅迫があったことに対し、当該弁護士に対する業務妨害及びヘイトクライムを非難し、性的指向及び性自認を理由とする差別を禁止する立法を求める内容だ。

昨今、特にトランスジェンダーに対する差別的な発言がSNS上で増えており、このような差別的な発言の蔓延が、差別的な感情や理由のない嫌悪感を煽り、一つの発現となったのが今回の事件だったと考えられる。

特定の属性であることを理由としたヘイトクライムが強い非難に値することは言うまでもないが、性的マイノリティに対する合理的な理由のない差別的な発言がSNS等で広がっていることには非常に憂慮している。当事者からこのような酷い投稿があったと連絡を受けたこともある。ネット上に蔓延する差別的な発言に合理的な理由がないという正しい理解をより広げられるよう、情報発信をしていきたい。

(5) 最後に

昨今、「性的指向及びジェンダーアイデンティの

多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行、経済産業省におけるトランスジェンダー女性のトイレ使用制限についての最高裁の違法判決等、性的マイノリティを巡る動きは目まぐるしいが、社

会における差別は根強く、その解消には程遠い。

引き続き、世の中の動きを注視しながら、性的マイノリティに関する差別の解消に向けて、積極的・機動的に活動していきたい。

所謂「経産省事件」最高裁判決について

委員 藤井 啓輔

第1 事件の概要

本稿では、所謂「経産省事件」最高裁判決（最判令和5年7月11日、以下「本件最高裁判決」といいます）をご紹介します。

この事件の原告（控訴人＝被控訴人、上诉人。以下、「Xさん」といいます。）は、出生時には男性を割り当てられたものの、平成11年頃に専門医から性同一性障害の診断を受け、平成20年頃からは女性として私生活を送るようになっていた一般職の国家公務員（経済産業省職員）のトランスジェンダー女性です。

Xさんは、平成21年7月、上司に自らの性同一性障害に関して伝え、同年10月、女性の服装で勤務をすることや女性トイレを利用することなどの要望を申しました。しかし、経産省は、平成22年7月にXさんが現に執務している部署の職員にXさんの性同一性障害であることなどを説明する会（本件説明会）を開き、その説明会の場で、担当職員の中から見て数名の女性職員がXさんによる女性トイレの利用に違和感を抱いているように見受けられたこと等を踏まえて、Xさんに対して、庁舎のうち、執務階から上下2階以上離れた女性トイレを利用することのみを認めるとの処遇（本件処遇）を実施しました。

そこで、Xさんが、平成25年12月、国公法86条に基づいて、人事院に対して職場の女性トイレを自由に利用させること等を内容とする措置要求を行ったところ、平成27年5月、人事院はいずれの要求も認められないとの判定を行った為、Xさんは人事院判定の取消等を求める訴訟を提起しました。

本件最高裁判決は、人事院の行った判定のうち、トイレ利用に係る部分（本件判定部分）の取消訴訟に関するものになります。

なお、1審（東京地判令和元年12月12日）は本件判定部分についての取り消し請求を認容しましたが、原審判決（東京高判令和3年5月27日）は1審判決を変更し、本件判定部分の取消請求を棄却して

いました。

第2 最高裁判決の概要

本件訴訟のうち、本件判定部分の取消に係る部分の争点は、経産省による本件処遇を是認した本件判定部分が、人事院に与えられた裁量権の逸脱又は濫用にあたると言えるかであり、実質的には、経産省による本件処遇の是非が問われたといえます。

結論として、本判決の法廷意見は、本件判定部分が裁量権の逸脱又は濫用により違法との結論を示しましたが、本判決は法廷意見のみならず、すべての裁判官が述べている補足意見を併せて読むことで、法廷意見を支える視点や価値判断を正確に理解できる作りになっています。

本稿では、その中から代表的なものをご紹介します。

まず、本件最高裁判決の多数派意見は、Xさんが「自認する性別とは異なる男性用のトイレを使用するか、本件執務階から離れた階の女性用トイレ等を使用せざるを得ない」ことにつき「日常的に相応の不利益を受けている」としており、Xさんの守られるべき利益の内容や程度を明確にしていけないようにも読めます。

しかし、以下の各補足意見を併せて読めば、本件最高裁判決は、自認する性別に即した社会生活を送る権利・利益を重要な法的利益と評価していると読みとることができます。

【長嶺補足意見より】

“自認する性別に即して社会生活を送ることは、誰にとっても重要な利益であり、取り分けトランスジェンダーである者にとっては、切実な利益であること、そして、このような利益は法的に保護されるべきものと捉えられる”（なお下線は引用者による。以下同様。）

【渡邊・林補足意見より】

“性別は、社会生活や人間関係における個人の属性として、個人の人格的な生存と密接かつ不可分であり、個人がその真に自認する性別に即した社会生活を送ることができることは重要な法益として、その判断においても十分に尊重されるべきものと考える。”

【今崎補足意見より】

“トランスジェンダーの人々が、社会生活の様々な場面において自認する性にふさわしい扱いを求めることは、ごく自然かつ切実な欲求であり、それをどのように実現させていくかは、今や社会全体で議論されるべき課題といってよい。トイレの使用はその一例にすぎないが、取組の必要性は、例えばMtF (Male to Female) のトランスジェンダーが意に反して男性トイレを使用せざるを得ないとした場合の精神的苦痛を想像すれば明らかであろう。”

また、本件最高裁判決は、女性用トイレの利用に関して、シスジェンダーの女性職員とトランスジェンダーの女性職員であるXさんとの間で利益衡量を行う必要があることは否定しないものの、その利益衡量は抽象的・観念的に行うのではなく、具体的にを行うことが必要として、本件判定部分に係る人事院の判断は、本件における具体的な事情を踏まえることなく他の職員に対する配慮を過度に重視して、Xさんの不利益を不当に軽視するものであって著しく妥当性を欠くとし、原審の判断を覆しています。

その中でも、渡邊補足意見（林裁判官もこれに同調）は、原審が、経産省の担当職員が本件説明会に際して「数名の女性職員が違和感を抱いているように見えた」との事実を重視している点につき、仮に女性職員が一様の考え方をするかのよう評価をしているのであれば、それは女性の中の多様な意見を否定することに繋がりがかねないと警鐘を鳴らしています。

第3 判決を受けて

本判決の事例判決としての色彩は否定できず、本判決のみから、トランスジェンダーの方々が性別で利用を区分された施設の利用を希望した際の「模範解答」や一律の基準を見出すことは容易ではありません。

しかし、各補足意見が示した法廷意見を支える視点は、たとえば職場環境配慮義務を負う民間事業者が今後同種事案への対応を考えるにあたっても参照され得るものであり、本判決は「個人がその真に自認する性別に即した社会生活を送ることができることは重要な法益」であるとの前提のもとに、すべての人が尊厳を傷つけられずに生活をしていける社会を構築していく際の重要な視点を提供するものと言えます。

1 竹内（奥野）寿「職場トイレの性自認に即した自由な使用を求める措置要求を認めなかった人事院判定の違法性一 国・人事院（経産省）事件」ジュリストNo.1588、5頁

部会報告



外国人の権利に関する部会

活動報告

本年6月9日出入国管理及び難民認定法の改正法が成立しました。

2021年、ウィシュマさんの死亡事件を機に市民運動が盛り上がり、出入国管理及び難民認定法の改正法案は一度廃案となったにもかかわらず、その問題点—收容期間の上限の設定や司法審査の見送り、監理措置制度の創設、ノン・ルフールマン原則に反するおそれのある難民申請者に対する送還停止効の一部解除、退去命令違反罪の新設等—そのままにあって成立してしまったのは残念としか言えません。この間に入管行政の様々な問題点がクローズ

委員 鈴木 大樹

アップされ、一部の参与員に難民事件の処理が大幅に偏るなど改正法案の立法事実にも深刻な疑義が存在することが明らかになり、さらには国連人権理事会によって指名された特別報告者からも「国内法制を国際人権法の下での日本の義務に沿うものにするため、改正法案を徹底的に見直す」ことが要求されていたにもかかわらず、です。

その後、出入国在留管理庁は、本年8月4日「送還忌避者のうち本邦で出生した子どもの在留特別許可に関する対応方針について」を発表しましたが、この方針は「本邦で出生」した子どもに限られてい

る点、改正法施行時点で18歳未満であることを要件としている点、「親に看過し難い消極事情がある場合」にはその対象外とされている点で不十分と言わざるをえず、子どもたちの人権が擁護されるよう日本弁護士連合会等は対応方針の拡大を強く求めています。

こうした入管法・入管行政以外にも、外国人であるという一事をもって日常生活に様々な軋轢を感じている方々はたくさんいます。私たち外国人部会は1つ1つの問題を解決するとともに、いろいろな事実を発信し議論を深めていきたいと考えています。わたしたち外国人部会の活動をいくつか紹介します。

「ワタシタチハニンゲンダ!」の上映会

委員 鈴木 大樹

2022年11月3日、神奈川県弁護士会が主催する「第10回人権シンポ in かながわ」において、人権擁護委員会の企画として、映画「ワタシタチハニンゲンダ!」の上映会と、高賛侑さん（映画監督）、鄭栄桓さん（明治学院大学教授）、駒井知会さん（弁護士）による対談をオンラインで開催しました。

「ワタシタチハニンゲンダ!」は、日本における外国人差別の実態に迫ったドキュメンタリー映画で、在日朝鮮人の方々による差別との戦いの歴史から、入国管理局や技能実習生、ヘイトスピーチ等の問題まで、入国管理局施設内の監視カメラの衝撃的な映像も交えて分かりやすく取り上げている映画です。

この映画を踏まえて、明治学院大学の鄭栄桓さん、東京弁護士会の駒井知会さんに講義をしていただきました。現在の入国管理局の問題が戦後GHQや日本政府が在日朝鮮人・台湾人の人々に対して取った極めて理不尽な政策の延長線上にあること、

2019年6月に大村入管センターで餓死者が出た後に入管のとった2週間だけ仮放免を認めるという措置がいかに残酷であったかということ、ウイシュマさん事件に限られず日本の難民政策がいかに国際的な標準から外れているのか等をお話いただきました。とても密度の濃い内容でした。

当日は約130名の参加があり、参加者からは「知らないことが多すぎて愕然とした」「もっと勉強したい」「特別永住者という扱いから、外国人一般の取り扱いの問題へと視野を広げている点が大きなヒントになる」など、多くの感想が寄せられました。

今年の人権シンポでは、関東大震災から100年が経過し朝鮮人虐殺をテーマに報告等を行う予定です。先日新たな証拠が神奈川県内で発見されたと報道された一方、政府は「朝鮮人虐殺、政府内に記録が見当たらない」と述べています。ぜひ多くの方に参加していただければと思います。

「1923年9月、横浜で何が起きたのか～関東大震災時の虐殺と現在」のご案内

委員 金 正徳

1 1923年9月1日、関東大震災が発生し、約10万5000人もの死者・行方不明者を出す大災害となりました。

震災直後、「朝鮮人が井戸に毒を入れた」「朝鮮人が放火した」「朝鮮人が暴動を起こしている」等のデマが各地に広がりました。デマを信じて自警団を結成した民衆が、多数の朝鮮人や中国人を襲い、竹槍や刃物で殺害するという虐殺事件が発生しました。警察はデマを拡散し、軍による虐殺も起きました。関東大震災は自然災害にとどまらず、日本の近現代史上最悪のヘイトクライムが発生した人災でもあったのです。

内閣府中央防災会議の報告書は、震災の死者数の「1～数%」が虐殺の犠牲者であると推計しています。しかし、政府による正式な調査は行われず、いまだに虐殺の犠牲者数は明らかになっていません。それだけでなく、近年は、関東大震災時の虐殺はなかった、殺害は正当であったとする虐殺否定論まで出てきています。

2 横浜での虐殺の犠牲者は3000人を超えられています。その詳細はほとんど知られていません。

関東大震災時に横浜で起きた虐殺の事実と歴史

的背景を学び、虐殺否定論を批判的に検証するため、2023年11月19日、第11回人権シンポ in かながわとして、「1923年9月、横浜で何が起きたのか～関東大震災時の虐殺と現在」を開催することになりました。

講師として、関東大震災時朝鮮人虐殺の事実を知り追悼する神奈川実行委員会代表の山本すみ子さん、明治学院大学教養教育センター教授で朝鮮近現代史・在日朝鮮人史がご専攻の鄭栄桓（ちよん・よんふあん）さんをお招きします。

3 関東大震災から100年という節目の年に、悲惨な虐殺事件を想起された方々はどれだけいたのでしょうか。私は、災害発生時に在日外国人が犯罪を行っている等のデマが広がるたびに、関東大震災時の虐殺を思い出します。2011年の東

日本大震災時にも、中国人の窃盗団が略奪をしているとのデマが拡散しました。

関東大震災時の虐殺の背景には、日本による朝鮮半島の植民地支配があり、朝鮮人に対する差別と蔑視の感情が、デマを広げ、虐殺を起こしました。それから100年経った現在においても、川崎市の多文化交流施設への殺害・爆破の脅迫、京都府のウトロ地区の民家等への放火事件など、深刻なヘイトクライムが後を絶ちません。

二度と同じ過ちを繰り返さないために、今こそ、100年前に身近な場所で起きた虐殺事件を知り、歴史の教訓を未来に活かす必要があります。

ぜひ多くの方々に、11月19日14時から神奈川県弁護士会館で開催する人権シンポにご参加いただきたいです。

児童相談所の常勤・非常勤弁護士との学習会の開催

委員 小豆澤 史絵

親と一緒に生活できない事情があったり、親から虐待を受けたり等の理由で、児童相談所に一時保護される外国籍の子どもが増えています。保護される子どもの国籍も多様になり、両親がそれぞれ別々の国の出身というケースもあります。国によっては、女性の権利が著しく弱いなど、日本の法律とは全く異なる法制度を持つ場合もあります。また、適切な支援を考える上では在留資格の知識が不可欠ですが、そもそも在留資格の制度が複雑である上に、日本の労働力不足を補う趣旨から、最近は毎年と言ってよいほど制度や運用が変更されます。

こうした中で、児童相談所や児童養護施設から、外国籍の子どもに関する相談を受けることが増えています。しかし、アドバイスをする上で必要な情報の把握が不十分なために有益な情報を提供できずに終わってしまうことが少なくありません。

一方で、虐待の問題に日頃から関わっていない弁護士は、児童福祉や子どもの心理に関する知識が乏しいため、一人ひとりの子どもに寄り添ったアドバイスが出来ているのか、悩ましく感じることも多々あります。例えば、入管や国籍、親子関係等に関する手続きは何年もかかることもあるので、できるだけ早く手続きを開始することが望ましいのですが、いきなり複雑な生い立ちを伝えられた子どもが、勉強等に取り組む意欲を失ってしまう恐れがあります。

子ども一人ひとりの成長に寄り添ったライフストーリーワークと、法的な手続きをどう絡めて進めていくのか、社会的養護下にある外国籍の子どもの支援の在り方については、ほとんど専門的な知見の構築がないといっても過言ではありません。

子どもの問題を扱う弁護士と外国人の問題を扱う弁護士が知識を共有することの重要性を実感する中で、今年5月、神奈川県内の児童相談所に常勤・非常勤で勤務する弁護士を対象に、交流会兼学習会をオンラインで開催しました。参加者の中には、実際に外国籍の子どもの問題を扱っている弁護士も多く、神奈川県内の全域で、外国籍、ないしは外国につながる子どもへの対応が必要となっている実態が浮き彫りになりました。

「社会的養護下にある外国籍」という複合的な脆弱性を持つ子どもたちを、日本の社会がどのように支えていくのか。外国籍住民の数が増加の一途をたどる中で、それぞれの分野の専門家が知識と経験を共有していく必要があります。

「外国籍生徒の進路と在留資格についての研修会」への協力

委員 青柳 拓真

当会は、神奈川県教育委員会及び認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ（通称ME-net）が開催している「外国籍生徒の進路と在留資格についての研修会」に協力しており、当部会から講師（今年度は高橋瑞穂会員、青柳拓真会員）を派遣しています。なお、ME-netは2012年に当会人権賞を受賞しています。

ME-netは、外国につながる児童の支援活動を長年にわたって行っている団体であり、今回のような研修会や、県立・市立高校への多文化教育コーディネーター派遣等の様々な活動を行っている団体です。

「外国籍生徒の進路と在留資格についての研修会」は、県内の高校の先生を対象に、外国につながる生徒の置かれた環境等についての理解を深めるために例年実施されている研修会で、特に外国籍のどのような生徒であっても問題となる「在留資格」について、そのイロハから応用まで学んでもらおうという意欲的なものになっています。基礎編と応用編の2回に分けて実施予定です。

第1回は2023年7月26日に実施されました。テ-

マは「在留資格」把握の大切さ、進路指導（就職・進学）」であり、行政書士の先生から国籍や在留資格把握の重要性について説明がありました。また、教員経験者から児童の名前の取扱いや進路指導にあたっての注意事項等が説明されました。

弁護士の感覚としては在留資格を確認するために在留カードを見せてもらうということは必須と思えるところですが、学校現場では、児童のプライバシーに配慮するという観点から在留カードを確認しないという取扱いも見られるようであって、学校として把握する体制がないとの声も聞かれました。学校現場で外国につながる児童に対する支援の難しさの一端が垣間見えました。

第2回は2023年12月頃に実施予定です。第2回では、応用編として、在留資格の更新が不許可になったり、取り消されたりした場合であるとか、そもそも在留資格がない生徒（難民、仮放免等）についてどのように対応すべきかなどを、弁護士の視点から説明する予定となっています。

部会報告 働く人の権利に関する部会

ハラスメント問題への取組

委員 田渕 大輔



1 ハラスメントアンケートの分析結果

(1) 2023年度の働く人の権利に関する部会の活動では、昨年度に実施したハラスメントアンケートの活用を重要な課題として位置付けている。

ハラスメントアンケートの実施は、2019年度に続き、2回目のものであった。そのため、今回のアンケートでは、この3年間での当会のハラスメントに関する意識や状況の変化などを把握することも目的としていた。

(2) アンケートの分析結果からは、セクハラに関して、「女性を軽んじる考え方や意識が透けて見える発言をされた」、「性別、容姿、年齢に関して、不快に受け止められる発言をされた」といった、

性的な差別意識に基づく言動が依然として横行していることが確認された。

また、弁護士の採用において、性別を理由とする選考が行われることは重大な問題であるが、今回のアンケートでも、「就職活動において、性別を理由とした評価、発言、選考をされた」という回答が8件も寄せられている。

さらに、前回のアンケートよりも減少したとはいえ、身体的接触や性的言動によるセクハラも、依然として一定数、回答が寄せられている。

(3) 厚生労働省は、パワハラに関して、6つの類型を整理している。今回のアンケートの分析結果からは、当会においても、典型的な類型に該当するパワハラが、広く横行している実態が確認できる。

具体的には、「人前で感情的な叱責や侮辱的な発言をされた」、「ミスをしたときに、人格否定するような発言をされた」、「小さなミスなど不合理な理由で、長時間にわたり説教されたり、叱責を受けた」といった「精神的な攻撃」に該当するパワハラ、「休日、深夜までの業務が必要、それでもこなせない量の仕事を割り当てられた」、「先輩が受任した事件を一方的に押し付けられた」といった「過大な要求」に該当するパワハラについて、いずれも10件を超える回答が寄せられた。

さらに、「脅迫的言辞を投げかけられた」との回答が8件、「たたく、殴る、蹴る、物を投げるなどの有形力の行使を受けた」との回答が2件あったことについても、見逃すことはできない。

- (4) このように、当会におけるセクハラ、パワハラに関する現状は、いずれも3年前と比べて、改善されたとは言い難い状況にある。同時に、極めて憂慮すべき点として、被害者に生じている影響の深刻さを指摘することができる。

アンケートから明らかとなった、被害者に生じた影響では、「気持ちが落ち込んだ、憂鬱になった」、「仕事をする意欲、やる気が低下した」という精神的苦痛を被害者に与えたというだけでなく、「体調を崩した」、「不眠になった」、「食欲がなくなった」といった心身の変調、「退職した」という仕事の喪失、さらには「死を考えた」との回答が何と5件も寄せられている。

セクハラやパワハラによる精神疾患の発症について、労災として認定されたり、加害者に高額な損害賠償が命じられたりすることは、珍しいことではなくなっている。そして、今回のアンケートに現れた、当会におけるハラスメント問題の現状に鑑みるならば、そのような事案が当会において発生したとしても、全く不思議ではない。

以上のように、当会におけるハラスメント問題の現状は、未だに危機的な状況にあると言わざるを得ない。

2 ハラスメントアンケートの活用

- (1) 部会としては、以上のようなハラスメントアンケートの分析結果を踏まえ、当会においても、早急にハラスメント問題への取組を強めていかなければならないと考えている。

その第一歩として、一昨年から、会員の義務的研修として行われる倫理研修において、ハラスメ

ント研修の時間を設けてもらうことが実現している。

今年度の研修では、ハラスメントアンケートの内容も紹介しながら、会員にハラスメントの問題を我が事として考えてもらえるように、研修内容の検討を進めている。

- (2) また、今後の取組として、多くの会員にハラスメントアンケートの内容を報告した上で、当会におけるハラスメントの問題を正面から考える機会を作っていくこと、さらに、弁護士会として、ハラスメントの根絶に取り組む姿勢を明確に示していくことなどを、是非とも実現していきたいと考えている。

特に、ハラスメントを許さないとする社会的風潮が強まる中、企業や地方自治体などは、組織のトップがハラスメントの根絶に取り組むことを宣言するなどして、ハラスメントを許さないとする姿勢を明確に示している。

本来であれば、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士の集まりである弁護士会が、ハラスメントの根絶に取り組む姿勢を真っ先に示さなければならなかった。遅きに失した感はあるが、今からでも、当会がハラスメントを許さないことを、当会の内外に対して明確に示すべきである。

3 事務職員に対するハラスメントへの対応

- (1) これまでに当会で行われたハラスメントアンケートは、会員である弁護士を対象とするものであった。

もっとも、弁護士の大半が事務職員を雇用しており、事務職員が弁護士よりもはるかに弱い立場にいることを考えるならば、事務職員を被害者とするハラスメントの問題に目をつぶるわけにはいかない。

- (2) 男女雇用機会均等法や労働施策総合推進法によって、セクハラ、パワハラ、マタハラのいずれについても、事業主は労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、その他の雇用管理上必要な措置を講じる義務を負っている。

そのため、弁護士も雇用している事務職員との関係で、雇用管理上必要な措置を講じる義務を負っているのであるから、雇用する事務職員のハラスメントの被害を放置することは許されない。

(3) 部会では、以上のような問題意識を踏まえて、弁護士会や会員の法律事務所で勤務する事務職員を対象としたハラスメントアンケートを実施するべく、議論と検討を重ねているところである。

また、当会では、2012年に「事務職員雇用の手引」を作成し、2020年には改正を行っている。この「事務職員雇用の手引」についても、ハラスメントに関連する項目などを中心に、さらに充実したものにしていきたいと考えている。

4 貧困問題への対応

(1) 部会として取り組むべき重要な課題として、ハラスメントの問題と並び、貧困問題がある。

多くの労働者にとって、雇用主から支払われる給与は、自分と家族の生活を支える唯一の収入である。そのため、失業や労災をきっかけとして、労働者が収入を失い、貧困に陥る例は少なくない。

また、近時、ワーキングプアの問題も社会的に取り上げられるようになっているが、急激な物価の上昇が続く中で、給与などの改善が進まなければ、仕事があっても貧困に陥る労働者が増加することにもなりかねない。

このように、労働と貧困の問題は、表裏一体の関係にある。そこで、貧困問題に関する取組についても、部会としては重要な課題と位置付けている。

(2) 当会における貧困問題に対する取組としては、貧困問題対策本部を中心に、貧困問題に焦点を当てた法律相談の実施が計画されてきた。そして、本年7月から、経済的に困窮した状況にある相談者を対象に、「生活問題電話相談」が試行されるに至っている。

部会としても、貧困問題対策本部と協力しながら、「生活問題電話相談」を当会の法律相談として定着させられるように、尽力していくものである。

部会報告



医療と人権部会

続・刑務所医療研究その2

委員 小林 展大



1 医療と人権部会の活動経過

従前の人権かながわの医療と人権部会の部会報告において報告してきたところですが、医療と人権部会においては、刑務所医療、特に横浜刑務所における医療にフォーカスしてテーマ設定をし、調査研究を進めてきました。

過去の刑務所との意見交換会メモ、「矯正施設の医療の在り方に関する報告書」という法務省のレポート、「刑事施設の医療をいかに改革するか」（赤池一将編著、日本評論社）という文献の検討、刑務所医療についての意見交換会の実施、2021年度の横浜刑務所との意見交換会（2021年9月2日実施）、2022年度の横浜刑務所との意見交換会（2022年11月30日実施）における質疑応答等により、情報収集、調査研究資料の収集を行ってきました。

例えば、以下のような調査研究対象から収集した情報、資料をもとに調査研究を進めてきました。

2 調査研究対象の内容

(1) 横浜刑務所との意見交換会

2022年度の横浜刑務所との意見交換会においては、2022年現在の矯正医官の人数、常勤・非常勤の別、診療科目、定期的な診察日の有無、2022年現在の看護師、准看護師、薬剤師等の人数、常勤・非常勤の別、2006年から2021年までの矯正医官の人数、常勤・非常勤の別、診療科目、定期的な診察日の有無、2006年から2021年までの看護師、准看護師、薬剤師等の人数、常勤・非常勤の別、2006年から2022年までの診察室、処置室、医療機器等の設備の拡充状況の推移、2006年から2022年までの受刑者が受診希望を出してから、医師の診察を受けるまでの手続、要する時間等の変遷等について聞き取りをすることができました。

また、2022年11月30日実施の横浜刑務所との意見交換会においては、医務棟を見学することができ、診察室、レントゲン室、薬局、備えられている医療機器等についても説明を受けることができました。

医療機器については、心電図、内視鏡は、以前からある古い機械を平成26年、28年に更新して使用している、超音波は、以前からあるものを令和2年に更新して使用しており、心臓、腹部、泌尿器の検査で活用され、役に立っているとのことでした。そのほか、レントゲン、歯科ユニット（更新予定）があるものの、CT、MRIはないとのことでした。

診察頻度等については、常勤医師は必要があれば毎日診察し、整形外科、外科、眼科、皮膚科は月1回診察しているとのことでした。

また、診察を待つ期間は長くなるので、常勤医師が診察して待つことができない状態と判断した場合には、外部の医療機関へ診療、検査等の依頼をしているとのことでした。

眼科は1か月半くらい、歯科は1か月くらい受診を待つことになっているということでした。

さらに、被収容者から受診希望があった場合、毎週3回の巡回のときに准看護師に受診希望を伝え、准看護師は、痛みの程度等から診察の要否（当日の診察が必要か、翌日の診察でよいかなど）を医師へ連絡し、必要であれば診察する、または、担当刑務官（非医療職）に不調を訴えると医師担当に連絡し、診察を行うということになっているとのことでした。

(2) 横浜刑務所に対する照会

医療と人権部会では、上記のように情報収集、調査研究資料の収集を行ってきましたが、横浜刑務所における医療体制、医療設備について、得られた情報の正確性を期するとともに、さらに情報を得るべく、横浜刑務所に対して医療体制、医療設備についての照会をしています。

横浜刑務所からは、本原稿執筆時点で、回答を作成中との返答があり、今後、回答が届く予定です。

(3) 当会が横浜刑務所に対して出した人権救済勧告等一覧のうち、医療が問題となったもの

当会が横浜刑務所に対して出した人権救済勧告等の中には、医療が問題となったものも存在します。

例えば受刑者に新たに投薬をするにあたって不十分な問診しかなされず薬疹を発症しても適切な処置がなされなかった事例、疣、頻尿症について不十分な治療しかなされなかった、もしくは治療がなされなかった事例、腰椎椎間板ヘルニアに起因する腰部の痛みを訴える受刑者に対し、内服薬の処方認めず、必要な検査も行わなかった事例等があります。2022年度は、横浜刑務所における医療の問題について当会が人権救済勧告を出したものがありますので、それも調査研究の対象に加えています。

当会が出した人権救済勧告等一覧は、当会のホームページにも掲載されていますが、その中から上記事例を含めて医療が問題となったものについて、問題点、原因、背景等を分析、検討しています。

3 今後の部会活動について

医療と人権部会は、上記のように横浜刑務所における医療をテーマにして引き続き調査研究を進めてきました。

今後、上記の横浜刑務所に対する照会の回答も届く予定ですので、調査研究はまだ続いています、今まで行ってきた調査研究をもとに、横浜刑務所における医療についてのレポートを作成することを予定しています（なお、レポート案については、既に作成を続けており、今後得られる情報を適宜追記していく予定です）。

横浜刑務所における医療についてのレポートの活用についても、医療と人権部会で検討しているところではありますが、その検討をしながら、レポートの完成を目指したいと思います。

医療と人権部会の議題、議事録等を見直してみると、横浜刑務所における医療というテーマに決めたのが2021年7月頃ですから、約2年以上調査研究を続けてきたことになります。同テーマでの調査研究も次第に終わりに近づいてきているのかもしれませんが。

横浜刑務所における医療だけでなく、医療の分野には憲法上の課題、人権課題がほかにもあります。現在のテーマが次第に終わりに近づいてきているとなると、次のテーマも何にするか、検討を始める必要があるのではないかと考えています。

次のテーマを何にするかを決めるのもなかなか大変ではありますが、来年度の人権かながわの医療と人権部会の部会報告では、次のテーマを決めて、その調査研究を始めたことを報告しているかもしれません。

委員会報告



人権かながわ2023 委員会報告

委員長 櫻井 みぎわ

人権擁護委員会では、人権擁護のための諸活動を行なっています。

活動は大きく分けて二つあります。

一つは、個人あるいは団体からの人権救済の申立を受けて、調査等を行う人権救済活動です。人権侵害と認められる場合、常議員会の議を経た上で、弁護士会として警告や勧告や要望などの措置を行います。最近では毎年30件程度の人権救済申立てがあります。

昨年9月以降、本原稿執筆時までの間、5件の措置を行いました。一つめは、横浜刑務所で閉居罰中の受刑者に対し、正座または安座の姿勢を懲罰の制裁をもって強制することは人権侵害にあたるとしました。二つめは、座骨神経痛や尿管結石を訴える受刑者に対し、横浜刑務所が適切に対応しなかったことは、インフォームド・コンセントを前提とする適切な医療を受ける権利を侵害したと判断しました。三つめは、横浜地方裁判所管内の簡易裁判所の勾留質問手続において書記官が被疑者に暴言を吐いたことについて、適正な手続的処遇を受ける権利を侵害したものと判断しました。四つめは、緑内障患者である受刑者に対し、横浜刑務所が、当時禁忌とされていた鼻炎薬を投与したことなどについて人権侵害であると判断しました。五つめは、県内の精神科病院において、入院中に不当な身体拘束を受けたとの申立てに対し、長期間にわたる不当な身体拘束であり人権侵害にあたると判断しました。

いずれも、外部の目の届きにくい刑務所や裁判所や精神科病院の中での出来事であり、ささやかながら、弁護士会が、声の小さな人々の訴えを聞き取るという役目を果たせたように思います。

一方で、特に横浜刑務所受刑者からは多くの申立てがありますが、調査の限界もあり、事実関係ははっきりせず、措置に至らないケースもままあります。昨年来、名古屋刑務所で多くの刑務官が受刑者に暴行や不適切な処遇を繰り返してきたということが明らかになりましたが、横浜刑務所での受刑者の

処遇をめぐる、地元弁護士会である当会が果たすべき役割は非常に大きなものだと考えています。措置にまで至る事件は限られていますが、調査を開始したところ、すぐに状況が改善したという報告を受けることもあり、調査そのものの持つ意義も指摘したいと思います。

もう一つの活動としては、委員会や各部会等において（外国人部会、すべての性の平等部会、LGBTチーム、働く人部会、医療と人権部会、憲法基地部会）、さまざまな人権課題の調査、研究、学習会の開催、意見の表明等を行なっています。いずれの部会も、一つの委員会くらいの活発な活動を行っていますので、本誌部会報告を是非ご覧ください。

昨年11月3日開催の人権シンポにおいては、映画「ワタシタチハニンゲンド！」を上映し、同映画の監督高賛侑さん、鄭栄桓さん（明治学院大学教養教育センター教授）、駒井知会さん（弁護士）をお招きし、外国人をめぐる諸問題について対談を実施しました。多くの方にご参加いただき大変好評でした。

さて、本年は、関東大震災100年の節目の年です。防災をめぐる報道が目につきますが、関東大震災では、多くの朝鮮人・中国人が虐殺されたことを忘れてはならないと思います。官房長官は、朝鮮人虐殺について、事実関係を把握することができる記録が見当たらないなどと発言しましたが、あった事実をなかったことにすることは、許されません。その後、当時の神奈川県知事が内務省に朝鮮人虐殺について報告したと見られる資料が見つかったとの報道もなされており、今後政府による詳細な事実調査や謝罪などしかるべき対応が求められます。

紙幅の関係で活動のすべてをご紹介できないのが残念ですが、ぜひこれからも当委員会の活動にご注目いただき、ご意見・ご協力など頂戴できれば幸いです。